

吹田市水道部公告第 5 9 号

江坂町 2 丁目配水管 $\phi 100\text{mm} \sim \phi 200\text{mm}$ 布設替工事跡道路本復旧工事に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 6 年 11 月 1 日

吹田市水道事業管理者 前 田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

1	工事名称	江坂町 2 丁目配水管 $\phi 100\text{mm} \sim \phi 200\text{mm}$ 布設替工事跡道路本復旧工事	
2	工事場所	吹田市江坂町 2 丁目地内	
3	工 期	令和 6 年 12 月 13 日～令和 7 年 3 月 17 日	
4	工事種類	舗装工事	
5	工事概要	掘削工	1 式
		構造物取壊し工	1 式
		ブロック舗装撤去工	1 式
		運搬処理工	1 式
		舗装準備工	1 式
		アスファルト舗装工	
		（表層 再生密粒度アスコン（20）（改質Ⅱ型））	
			$t = 5\text{ cm} \quad A = 116\text{ m}^2$
		（表層 再生密粒度アスコン（13））	
			$t = 5\text{ cm} \quad A = 1,111\text{ m}^2$
		（表層 開粒度アスコン（13））	
			$t = 4\text{ cm} \quad A = 28\text{ m}^2$
		ブロック舗装工	
		（インターロッキングブロック（透水性））	
			$t = 6\text{ cm} \quad A = 162\text{ m}^2$
		（インターロッキングブロック（透水性））	
			$t = 8\text{ cm} \quad A = 33\text{ m}^2$
		（特殊ブロック（透水性））	
			$t = 6\text{ cm} \quad A = 34\text{ m}^2$
		区画線工	1 式
		交通管理工	1 式
		総面積	$A = 1,482\text{ m}^2$
6	予定価格	14,868,000 円（税抜）	
7	最低制限価格	事後公表とする。	

8	入札回数	1回
9	入札保証金	吹田市水道部会計規程第52条の規定に基づき免除
10	契約保証金	契約金額の10%以上
11	支払条件	(1) 前払い 有り (契約金額の40%以内の額) (2) 中間前払い 有り (契約金額の20%以内の額) (3) 部分払い 無し
12	主な保険等	以下に掲げる全て (1) 労働者災害補償保険 (2) 第三者に対する損害賠償保険 (1事故対人1名につき、3,000万円以上、かつ総額2億円以上) (3) 建設業退職金共済
13	入札参加資格	以下に掲げる要件を全て満たしていること。 (1) 吹田市水道部制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）で示す資格要件を全て満たしていること。 (2) 市内業者（本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に市内本店で登載されている者）であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内業者又は準市内業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者）として登載後、公告の日において1年を超えている者であること。 (3) 本市の令和6年度の入札参加有資格者等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でB等級以上の認定を受けていること。 (4) 本案件と同一の業種について、建設業許可を有すること。 (5) 建設業法第26条の規定による必要な技術者を工事現場に配置できること。 ただし、入札参加資格確認申請受付最終日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。） (6) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）発注の舗装工事を元請として施工した実績がある者であること。（完成・引渡しが令和元年度から入札参加資格確認申請受付最終日までに完了していること。）なお、事業協同組合にあっては、事業協同組合が元請として受注し、完成・引渡しが完了した実績とする。または、本案件と同一の業種で、入札参加資格確認申請受付最終日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の完成工事高欄（2年平均又は3年平均欄）に実績として数値の記載があること。 (7) 本市水道部が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和6年度中に落札（落札候補者を含む。）した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者であること。本案件と同一の業種でA等級の認定を受けている

市内業者については3件未満である者であること。ただし、特定建設工事共同企業体（JV）での落札案件等、入札参加申し込み・受注件数の制限の対象外とした案件を除く。

（8）本市水道部が公告する電子入札案件で、令和6年度中に本案件以外の業種（土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事を除く。）を落札（落札候補者を含む。）していないこと。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、受注業種の制限を対象外とした案件を除く。

（9）本市水道部が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、本案件以外の業種（土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事を除く。）に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。

（10）入札参加資格確認申請受付最終日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを吹田市（総務部契約検査室）に提出していること。（未提出の場合は、必ず令和6年11月18日（月）までに提出すること。）

14 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

15 入札参加資格確認申請及び結果

（1）申請受付期間

令和6年11月5日（火）午前9時から

令和6年11月18日（月）午後5時までの吹田市電子入札

システム（以下「システム」という。）稼働中

（2）結果通知日

令和6年11月20日（水）

16 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

17 質疑及び回答

（1）質疑受付締切日時 令和6年11月11日（月）午後5時

（2）回答掲載開始日 令和6年11月14日（木）

18 入札書の提出及び開札

（1）入札書受付期間

令和6年11月29日（金）午前9時から

令和6年12月2日（月）午後5時までのシステム稼働中

（2）開札日時

令和6年12月3日（火）午前9時30分以降

(開札は、公告番号順に行う。)

19 落札候補者の決定

- (1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、13 (10) の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しが期限までに提出されない場合は、入札は無効となるため、落札候補者になることはできない。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

20 事後審査

落札候補者に対しては、吹田市水道部から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を電子ファイル(形式はPDF)にて、(5)のメールアドレス宛に送信すること。電子ファイルを確認後、吹田市水道部から連絡するので、押印が必要な書類は原本を水道部企画室宛に郵送又は持参で提出すること。なお、配置予定技術者等調査及び積算内訳書(落札候補者用)については、システムよりダウンロードして作成すること。

(1) 提出日時 令和6年12月3日(火)午後3時まで

(2) 提出場所 吹田市水道部企画室(経理グループ)

(3) 提出書類(各1部)

ア 配置予定技術者等調査書

イ 配置予定技術者(監理技術者又は主任技術者)の資格者証の写し(ただし、監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。また、実務経験による主任技術者を配置する場合は、技術者経歴書も提出すること。)

ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的(入札参加資格確認申請受付最終日において3か月以上の雇用関係)に雇用していることが確認可能なもの

エ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類
(契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等)

オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

キ 積算内訳書(落札候補者用)

ク 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

(4) 提出された証拠書類については、返却しない。

(5) メールアドレス

吹田市水道部企画室 sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

21 その他

(1) 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」

の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

(2) 本件及び令和6年6月5日吹田市公告の「江坂町50号線ほか道路改良工事」

は、吹田市工事請負契約等に係る発注要領第49条（近接工事との経費調整）

に規定する近接工事とする。

22 問い合わせ

吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部企画室（経理グループ）（吹田市水道部本館3階）

電話（直通） 06-6384-1253